

ペンネーム使用の可否を聞いたらいきなり解雇

大同工業大学・高森裁判勝利に

お力をお貸しください

東海圏大学非常勤講師組合
執行委員長 光沢 隆

授業1コマ（週にひとつの授業）の契約解除に対して裁判を起こそうと思うひとは、多くないと思います。もちろん非常勤講師にとつては、授業1コマといえども重要な収入源であり、大切な仕事ですが、1コマのために裁判をするのはかえって大変だ、と思うかもしれませんが、高森さんが裁判を起こそうと思ったのは、自分自身の生活のためでもあります、それ以上に、非常勤講師全体の待遇改善を考えてのことです。ペンネームの使用をたずねた、というような理由だけで雇用契約を解除するような行為は今後繰り返されるべきではない、このような大学の対応をこのまま放置してしまえば、非常勤講師の雇用はますます不安定なものになってしまつ、この思いから裁判に踏み切ることを決意されました。それゆえ、高森さんの闘いは、われわれ非常勤講師全体の闘いとも言えます。東海圏大学非常勤講師組合は、全面的に高森さんを支援します。そして、みなさまからも支援（カンパ、励ましの言葉など）をいただけましたら、うれしく思います。

2009年 3月 8日

裁判募金、こんな用途に

いただいた募金は、以下のように使います。多くの人のお気持ちをお寄せください。

○ 裁判弁護士費用

どんな弁護士に頼んでも、裁判はタダではできません。しかし、弁護士さんに全力投球してもらうことで、みんなで今後に生かせる判例もつくりだすことができます。

労働裁判は、本人と弁護士と、そして支援者との共同作業です。

○ 宣伝費用

いくらネットが発達しても、宣伝の王道は紙媒体。しかし印刷代も安くはありません。あまり運動に触れることのない多くの人たちにも関心を持ってもらえるような宣伝物を、たくさんつくって、どんどん普及したいものです。

○ 支援要請行動費用

メールと電話では、なかなか気持ちは伝わりません。ひとりでも多くの人のもとに、高森さん本人とともに、ていねいをお願いにおうかがいしたいと考えています。

事件のおもな経過と概要

2008年10月3日 大同工業大学は、来年度開講の「環境を科学する II（後期）」を担当する非常勤講師として、別の大学の教員を通じて高森晃一の紹介を受け、同教員を通じて当事者に打診をした。

10月21日 高森は引き受ける旨の意思表示を同教員経由で行った。

10月29日 大同工業大学教養部・人文社会教室のY准教授から、「授業担当をお引き受けいただき、誠にありがとうございます」との返事があり契約成立、同じ文面で、「新規に非常勤講師を、担当いただく方には、【履歴書】の提出をお願いしております。簡単なもので結構ですので、お送りいただけますと幸いです。（メール添付でOKです）」との連絡が付加されていた。

11月4日 高森は大同工業大学の履歴書を送付するとともにY氏あてにおお、出講名は「ペンネームの高森誠史をお願いしますでしょうか」と問い合わせる。

11月7日 「ペンネームでの出講につきましては、教室主任と確認ならびに相談しましたところ、大変恐縮ではありますが、ご期待に沿うことはできません。御本名の「出講をお願いいたします。いかがでしょうか？」の点、ご承知いただきたく存じます」とのY氏のメール。

同日 上記メールに対して、他の機関では、……：通用名の使用は認められております。貴校でもたとえば作家の公演をするときに、本名で、というのではないと思います。それができない理由をお知らせいただけないでしょうか？」とのメールを送信する。

11月10日 Y氏から、「先生がペンネームのご出講を強く希望されている件につきまして、再度、協議いたしました。／＼他の機関では認められているかもしれませんが、本学では、やはり「要望に沿うことはできません（慣行慣例です）。誠に申し訳ございません。／＼大変残念かつ恐縮ではございますが、今回の件は、縁がなかったということで、白紙に戻させていただきますたく存じます。／＼誠に申し訳ございません」とのメールが届き、一方的に契約を解除。

11月16日 高森は「それでは、出講名を通称にするとは難しいようなので、とりあえず本名でも構いません」とのメールを送るが、返事なし。

11月21日 東海圏大学非常勤講師組合は、本件問題につき、団体交渉申入書を大学理事長あてに送付。

11月25日 回答期限につき、回答なし

11月26日 ○人事総務部長に電話で問い合わせ。団体交渉には応じられないとの姿勢。

12月8日 愛知県労働委員会にあつせんの手請

12月24日 愛知県労働委員会にてあつせんの実施復職を求めたのに対し、被申立人大同工業大学側はこれを拒否し、あつせんを打ち切った。

賛 同 書			
大同工業大学・高森裁判を応援します		1 賛同募金（団体1口5000円 個人1口千円は）（ ）口 2 支部・分会、補助機関などへの要請行動を認める 3 日程があれば裁判を傍聴できる 4 日程があれば、支援集会などに参加できる 5 アイデアがあつたら提案できる 6 機関紙・広告などで宣伝協力できる	
住所連絡先	団体・個人名	代表者名	電話（ ）（ ）